

介護予防通所リハビリテーション 利用料金表〔負担割合 2 割〕

◇利用料金は介護保険法の改正等により変更される場合があります

(1) 基本料金 ※以下の基本料金(①介護予防通所リハビリテーション費、②加算項目)については、項目ごとに地域加算＜6級地＞が加算されます。本利用料金表は地域加算を含まない金額を掲載しています。実際の請求金額とは若干の誤差が生じますので、予めご了承ください。

① 介護予防通所リハビリテーション費 ②-1 加算項目(原則加算)

介護認定	月 額	加 算 項 目		月 額	概 要
要支援 1	4,536 円	科学的介護推進体制加算		80 円	利用者ごとの身体機能、栄養状態、口腔機能、認知症等の基本的な情報を厚生労働省へ提出してフィードバックを受け、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画を見直すなど必要な情報を活用している場合に算定
要支援 2	8,456 円	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	要支援 1	176 円	介護職員のうち介護福祉士が 50%以上を占める場合に算定
			要支援 2	352 円	
		介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）			（１）の基本料金の合計額に対し、11.1%を乗じた金額を算定

②-2 加算項目(該当箇所のみ加算)

加 算 項 目	月 額	概 要
退院時共同指導加算 ※退院時 1 回	1,200 円	病院または診療所からの退院にあたり、施設の医師、理学療法士、作業療法士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に初回の通所リハビリを行った場合に算定
生活行為向上リハビリテーション実施加算 ※開始後 6 カ月以内	1,124 円	生活行為の向上に向けて、自宅など実際の生活場面における評価を行うため概ね月 1 回以上の訪問と通所を組み合わせたりリハビリテーションを実施した場合に算定
口腔機能向上加算(Ⅰ) ※原則 3 カ月、月 2 回上限	300 円	口腔機能の低下やその恐れのある方に、協働して口腔機能改善管理指導計画を作成し、看護職員が口腔機能向上サービスを提供している場合に算定(Ⅱは口腔機能改善管理指導計画書等の情報を厚生労働省に提出してフィードバックを受け、口腔管理にあたり必要な情報を活用している場合)
口腔機能向上加算(Ⅱ) ※原則 3 カ月、月 2 回上限	320 円	
栄養アセスメント加算	100 円	各職種が協働して栄養アセスメントを実施し、その結果を利用者もしくはご家族へ説明、相談に応じるとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省へ提供してフィードバックを受け、栄養管理に当たり必要な情報を活用している場合に算定
栄養改善加算 ※原則 3 カ月、月 2 回上限	400 円	低栄養状態またはその恐れのある方に対し、協働して栄養ケア計画を作成し、必要に応じて管理栄養士等が自宅へ訪問して栄養改善サービスを実施した場合に算定
一体的サービス提供加算	960 円	栄養改善サービスおよび口腔機能向上サービスを実施している場合、利用時に栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスのいずれかを 1 月に 2 回提供している場合、栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していない場合に算定
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) ※6 カ月に 1 回限度	40 円	利用開始時及び利用中 6 カ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、利用者に係る情報を地域包括支援センター担当者等と文書で共有した場合に算定(Ⅱは栄養改善加算または口腔機能向上加算を算定している場合に限る)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) ※6 カ月に 1 回限度	10 円	
若年性認知症受入加算	480 円	若年性認知症の診断を受けている場合に算定
長期利用に伴う減算	要支援 1	利用開始より 12 カ月経過した場合に減算 ※以下の要件を満たすと減算の対象外となります
	要支援 2	① 3 カ月に 1 回以上リハビリ会議を開催し利用者の状況等に関する情報を共有、会議の内容を記録するとともに利用者の状態に応じてリハビリ計画を見直している場合 ② 利用者ごとのリハビリ計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリの提供に当たり当該情報その他リハビリの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合

(2) その他の料金 ※印は該当時のみ請求

項 目	金 額	概 要	項 目	金 額	概 要
日常生活品費	100 円／日	石鹸・シャンプー・タオル・おしぼり等	※紙オムツ	100 円／枚	利用した場合のみ（税込）
教養娯楽費	150 円／日	レクリエーションで使用する材料費等	※紙パンツ	170 円／枚	
昼食代	710 円／日	希望者のみ（おやつ代込）	※尿とりパット	50 円／枚	
おやつ代	60 円／日	希望者のみ			